

## 監査人の重要性判断の事例研究

——アーサー・アンダーセン会計事務所による  
ウェイト・マネジメント社の財務諸表監査の事案から——

前 山 政 之

### 1. はじめに

1998年9月、当時の米国証券取引委員会 (SEC) 委員長、アーサー・レビット氏は、ニューヨーク大学における講演で、一部の会社において経営者と監査人による「重要性の濫用」が見られる、と批判し、米国の企業社会および会計プロフェッションに警鐘を發した。重要性の原則を盾に経営者や監査人が、会計数値を操作したとしても、SECの摘発を受けない限り、その実態を外部から伺い知ることが非常に困難である。その意味で、SECが公表する会計・監査執行通牒は、特に問題となった事例に限定されるが、このようなブラック・ボックスの中で何が起きているのかを明らかにしているという意味で貴重な資料といえる。

本稿は、アーサー・アンダーセン会計事務所によるウェイト・マネジメント社の財務諸表監査の事案——会計・監査執行通牒第1405号 (以下、AAER1405) ——をとりあげ、一般にはブラック・ボックスである監査人の重要性判断の実例をもとに考察を加えるものである。この事案をとりあげた理由の第一は、既に述べているように、これが主に監査人の重要性判断を取り上げたものであるからである。第二の理由は、SECの処分事例としても大型のものである、という点である。本事案でSECは、1985年以来

となる会計事務所に対する詐欺訴訟を起し、アーサー・アンダーセン会計事務所は制裁金として700万ドルを支払ったが、この金額は会計事務所がSECに支払った史上最大額であった<sup>1)</sup>。このように、このケースは、監査人の重要性判断がそのプロセスを含めて直接問題となり、監査人の重要性判断のプロセスと結果を外部から伺い知ることができる貴重な事例であると同時に、ケースそのものの重大性も大きいものであった、といえる。

本稿の目的は、現実の監査人の重要性判断において、何が問題となったのか、あるいはどの領域が問題となり得るのかを、ウェイト・マネジメント社の監査におけるアーサー・アンダーセン会計事務所のケースから検討することにある。

本稿の構成は以下の通りである。第二節では、この事案の要約を示す。第三節では、前節で示された事案の要約から、監査人の重要性判断において特に問題となった点を抽出し、検討を加える。最後に第四節では、これまでの考察をもとに今後検証が必要となる問題について述べることにする。

1) 同会計事務所は、この監査に対する株主訴訟の和解金として2億2000万ドル支払っている。

## 2. ウェイスト・マネジメント社の財務諸表 監査に関するアーサー・アンダーセン 会計事務所の事案の要約<sup>2)</sup>

ウェイスト・マネジメント社は、イリノイ州オークブルックに主要な事業拠点をもつ、産業廃棄物処理サービス等を提供している会社であり、この業界においては世界最大規模の会社であった。

1998年2月、同社は、1992年から1996年までの5年間の年次財務諸表と1997年度の最初の3四半期の財務諸表を修正再表示すると発表した。その修正再表示で明らかになったことは、税引前利益における14億3000万ドルの過大表示があったことと、税金費用で1億7800万ドルの過小表示があったことであり、この金額はSEC史上最大のものであった。14億3000万ドルの虚偽記載の内訳は、以下のとおりである（単位100万ドル）。

運搬具、設備、コンテナ減価償却費	\$	509
資本化された利息		192
環境上および閉鎖／閉鎖後の債務		173
改善引当金に関連する買収会計		128
資産減損損失		214
ソフトウェア減損引当金		(85)
その他		<u>301</u>
税引前総額	\$	<u>1,432</u>
法人税費用再表示	\$	<u>178</u>

単位1000ドル	当初の報告利益	修正報告利益	過大表示額	過大表示の割合
12/31/92	\$850,036	\$739,686	\$110,350	14.9%
12/31/93	\$452,776	\$288,707	\$164,069	56.8%
12/31/94	\$784,381	\$627,508	\$156,873	25.0%
12/31/95	\$603,899	\$340,097	\$263,802	77.6%
12/31/96	\$192,085	(\$39,307)	\$231,392	100+%

2) 本事案の要約にあたっては、AAER1405だけでなく、この監査に従事した公認会計士ごとに出されたAAER1406からAAER1409までの通牒、および、ウェイスト・マネジメント社の経営者に対するSECの告訴状も当該監査に関連しているので、本節では、

また、年度ごとの税引後当期純利益の過大表示の状況は下記のとおりである。

アーサー・アンダーセンLLPは、同社が公開した1972年以前から同社の監査を担当しており、同会計事務所の監査は、以下で述べるような点で、一般に認められた監査基準（GAAS）に準拠していなかった。

本事案は1993年度以降を対象期間としているので、その範囲で、アンダーセンの監査がなぜこのような巨額の虚偽記載を見逃したのか、という点に焦点を絞って以下で要約することとする<sup>3)</sup>。

### 2.1 虚偽記載の背景要因

#### (i) ウェイスト・マネジメント社側の要因

産業廃棄物処理業界の会計処理は、環境汚染リスク評価に関わる「判断に大きく依存する会計上の見積もりまたは測定」を必要とする、という特徴があった。このことは、上に示した同社の虚偽記載の内訳を見ても明らかである。また、1980年代後半から1990年代前半にかけて利益成長がより難しくなるなかで、会社はアナリストの予想に合致した利益数値を達成する圧力に晒されていた。

#### (ii) アーサー・アンダーセンLLP側の要因

今回の事案で直接問題とされているわけではないが、監査人の判断に間接的に影響を及ぼしているのではないかと思われる事項が存在する。第一点は、アンダーセンは同社が株式公開す

AAER1405を中心としながらも、適宜上記の各資料を参照しつつ述べることにする。

3) 1992年度の監査については、契約パートナーであるAllgyer氏に対するAAER1406で述べられている。

る1971年以前から監査を担当していたが、それ以来1997年まで、同社を「王冠 (crown jewel)」顧客と位置づけていたことである。第二点は、同社の歴代の最高財務責任者と最高会計責任者が、アンダーセンで以前同社の監査人として勤めていた人物であったことである。1990年代には14名のアンダーセン出身者が同社の財務・会計部門で働いていた。第三点は、1991年から97年まで、監査報酬が抑制されており、総額で約750万ドルであったが、それ以外の報酬として1180万ドルを得ていたことである。さらにアンダーセン・コンサルティングは別に約600万ドルを得ていた。加えて、契約パートナーであるAllgyer氏の業績評価の際には、会社に対する非監査業務の請求額を考慮していた。

## 2.2 虚偽記載の直接的要因

ここでは、ウェイト・マネジメント社の財務諸表について、アンダーセンの監査のどこに問題があったのかを検討するために、時系列的に概観していくことにする。

### (i) 1988～1992年度

この事案で問題となった1993年度以前から、アンダーセンの監査チームは、ウェイト・マネジメント社が利益を増加させるためにアグレッシブな会計実務を採用していたことを認識していた。具体的には、次の項目である。

- ・ゴミ投棄場開発費用に関する利息の資本化
- ・税金費用と自家保険費用<sup>4)</sup>の過少計上
- ・環境改善引当金<sup>5)</sup>を増加させるための買収会計の不適切な使用
- ・環境改善引当金に対する営業費用の不適切

4) 自家保険とは、企業が第三者に保険料を支払ってリスクを引き受けてもらうのではなく、企業自身が損失のリスクを負うリスク管理方法である。同社のForm 10-Kの記載から、環境債務に関して会社にとって合理的と思われる条件と費用で保険会社から保険を購入することができなかつたために、自家保険になったことが伺えるが、その費用計上に問題があったということである。

なチャージ<sup>6)</sup>

- ・減損もしくは放棄されたゴミ投棄場の評価減もしくは予測費用の拒否

注目すべきは、これらの会計実務の多くが見積り要素の大きいものであったことであり、その具体的な説明は注に示している。会社がこれらの会計実務によって営業費用を過小表示することで報告利益を増大させた一方、アンダーセンは、これらの会計実務を識別し、文書に記録していた。また、1992年度には、アンダーセンの監査部門長は、同社をハイリスク顧客と分類し、要監視顧客リストに掲げていた。

### (ii) 1993年度監査

アンダーセンの監査チームは、ウェイト・マネジメント社の1993年度財務諸表を監査し、前期に未修正のままであった虚偽記載と、当期の虚偽記載の総額を数量化した結果、1億2800万ドルにのぼると判断した。この額は、特別損益項目前の純利益を12%減少させていたであろう金額に相当した。

アンダーセンの監査目標・手続マニュアルでは、累積的な修正記入が継続事業からの純利益の8%を超える場合には、契約パートナーは、事務所レベルで責任を有するパートナーと協議することを求めている。契約パートナーは、実

5) 環境保全債務について、『モンゴメリーの監査論 第2版』では次のように述べている。

環境保護庁には、1980年環境問題に対する対応・補償・責任に関する包括法（通称、スーパーファンド法）の下で、過去に汚染された土地を保有もしくは利用し、または有害物質を土地に排出もしくは投棄した企業に対して損害賠償を求める権限が付与されている。関連する企業にとっては、スーパーファンド法に基づく土地の浄化費用が、潜在的に重要な負債となる。(702頁)

また米国公認会計士協会 (AICPA) 意見書 (SOP) 96-1では、財務会計基準書第5号 (SFAS5) 「偶発債務の会計」の基準を満たす場合は、環境改善債務を引当計上することを要求している。

6) 前掲書によれば、多くの公開会社は、損益計算書の重要な費用として環境浄化費を計上している (703頁)。

務担当ディレクターおよび監査部門長と協議した結果、修正記入の大部分が前期の虚偽記載に起因するものなので、当期の虚偽記載に限ってみれば、重要性はないと判断し<sup>7)</sup>、無限定適正意見報告書を発行することを決定した。さらに、監査部門長は上記の虚偽記載の存在を承知していたにも関わらず、同社がハイリスク顧客であるという自らの前年度の判断を改め、顧客リスクを中程度まで引き下げた。また、契約パートナーは、事務所担当パートナーと協議し、修正記入と、その他の既知および見込まれる虚偽記載を生じさせる会計実務を変更させる「行動計画」を作成し、会社側もこの計画を実行することに同意した。

つまり、アンダーセンは、前期の虚偽記載を無視することによって、93年度の虚偽記載の重要性を過小評価する一方、虚偽記載の原因となる会計実務を数年かけて修正させることを条件に、無限定意見を発行するというアプローチを採用したのであった。

#### (iii) 1994年度監査

アンダーセンの監査チームは、1994年度の財務諸表監査を実施し、前期および当期の虚偽記載が税引前利益で1億6300万ドルにのぼると数量化した。この額は、特別利益および会計変更前税引前利益の11.7%に相当した。前年度と同様に8%を超えていたので、監査マニュアルの指示に従って、契約パートナーは実務担当ディレクターおよび監査部門長と会合をもった。

その会合では、ウェイスト・マネジメント社によるゴミ投棄場の開発費用にかかる利息の資本化についても検討された。出席者はこの方法が一般に認められた会計原則 (GAAP) に準拠

7) このように、前期の未修正虚偽記載を考慮しない方法を、「ロール・フォワード法」と呼び、それに対して前期未修正虚偽記載も考慮する方法を、「鉄のカーテン法」と呼ぶ。この2つの方法に関する検討は次節で行う。

8) SFAS34では、資産の稼働前にかかる利息は資本化が認められているが、稼働後にかかる利息は、過去においても資本化は認められていない。

していないと結論づけた<sup>8)</sup>。会社側は1995年度から3年にわたって、新方式を採用することによりGAAPに準拠した方法に徐々に移行していくことを提案した。アンダーセンは、このような段階的変更がGAAPに準拠していないことを認識していながらも、その影響の重要性がないことを理由に、会社側の提案に同意した。しかしアンダーセンが後に修正再表示を行った際には、この影響額を1億3000万ドルと算定しており、この時点での判断とは著しく異なっていた。

また、この年度の監査においても、修正記入が作成されていない既知の虚偽記載<sup>9)</sup>と見込まれる虚偽記載についての数量化および見積もりを、契約パートナーは要求していなかったが、これは監査基準書第47号 (以下、SAS47) の規定に違反していた。この点に関しては後述する。

#### (iv) 1995年度監査

アンダーセンは、ウェイスト・マネジメント社の行動計画の進捗状況を四半期のスコアカードを作成することによって監視したが、同社は行動計画を遂行していなかった。

ウェイスト・マネジメント社は、サービスマスター社の非公開子会社に対する持分を、サービスマスター社の持分と交換し、1億6000万ドルの利得を得た。同社は、この利得をもって、これとは非関連の営業費用および1994年度以前の修正記入の対象であった未修正虚偽記載1億6000万ドルと相殺した。相殺された金額は1995年度の特別費用控除前税引前利益の10%に相当した。同社は、この相殺について、財務諸表および経営者の討議と分析 (MD&A) において開示しなかった。

アンダーセンの契約パートナーは、この会計処理について中部地域担当ディレクターであるKutsenda氏と協議した。彼らはこの実務がGAAPに準拠しておらず、損益計算書およびMD&Aにおいて別個に報告されるべきである

9) つまり、監査チームは、識別した虚偽記載のすべてについて修正記入を作成していなかった。

と認識したにもかかわらず、彼らは様々な理由から1995年度の財務諸表全体にとって重要ではないと結論づけた。

アンダーセンが相殺処理を認めたために、同社の虚偽記載額は減少し、契約チームは6700万ドルの修正記入を同社に提案した。これは、継続事業からの純利益の8%未満であったので、アンダーセンは同社の1995年度財務諸表に対して無限定意見報告書を発行した。しかしその一方で、アンダーセンは、会社との不都合と同会計事務所の懸念を示す下記のような覚え書きを作成したが、翌年度も相殺処理を妨げる具体的な行動は起こさなかった。

「われわれは、経営者による利得と費用の相殺、および開示の欠如に同意しない。われわれは、WMX社の経営者に、これがSECの摘発（exposure）の領域であることを強く伝達してきた。われわれは、この趨勢を監視し続けるであろう。そして総合的な財務諸表の表示に対する重要性、および当期の利益に関する影響の観点から非開示のインパクトを全てのケースにおいて評価するであろう。」

#### （v）1996年度監査

1996年度の財務諸表監査の実施中に、アンダーセンは、前期および今期の虚偽記載を税引前利益ベースで1億500万ドルと積算した。これは特別費用前の継続事業からの税引前利益の7.2%に相当した。

アンダーセンは、前年度と同様の相殺処理およびその非開示に同意しなかったが、会社は処理を継続した。契約チームは、今年度の相殺処理8510万ドルの再分類帳簿記入を提案したが、会社側はこれを拒否した。この金額は、特別費用前の継続事業からの税引前利益の5.9%に相当した。上記に加えて、契約チームは、修正記入が作成されなかった既知の虚偽記載と、見込まれる虚偽記載をもたらず会計実務を識別した。再分類帳簿記入と、これらの虚偽記載を記録しなかった結果、同社は、実際の営業利益よりも

税引後で1億1400万ドル多い金額を計上した。

#### （vi）後発事象

1997年の終わりに、ウェイト・マネジメント社のトップ・マネジメントが交替し、以前の財務諸表のレビューを行った結果、新経営陣は1992年度から1996年度までの年次財務諸表と1997年度の最初の3四半期財務諸表について修正再表示を決定した。会社は修正再表示された財務諸表の監査をアンダーセンに担当させた。1998年2月24日、アンダーセンは、修正再表示された財務諸表に対して無限定意見報告書を発行した。

要するに、アンダーセンは、ウェイト・マネジメント社のこれまでの財務諸表と、同会計事務所による監査に問題があったことを認めたのであった。

### 3. アンダーセンの監査における重要性判断に関する問題点

ウェイト・マネジメント社の財務諸表に対するアンダーセンの監査は、監査人の重要性判断という点において、いくつかの問題があったことを示している。ここではその問題点について、以下のように分類したうえで取り上げることとする。まず最初の分類は、そもそも監査文献においても見解の一致を見ていない問題で、今回の事案でも問題になった問題に関するものである。もう一つの分類は、監査文献においてすでに明確に述べられているにもかかわらず、本事案の監査において問題があった事項である。さらに、ここでは、SECが1999年に公表したスタッフ会計公報第99号「重要性」の内容を参照して、本事案の問題点を検討する。

#### 3.1 監査文献において未解決の問題

##### （i）前期未修正虚偽記載の取扱い

このケースにおいて、監査人の重要性判断のなかで問題となる事項のうち、監査文献においてもその扱いが未確定なものは、前期未修正虚偽記載の扱いである。監査文献においては、こ

の扱いについて2つの見解が示されている。第一の見解は、たとえ前期の財務諸表に虚偽記載が存在したとしても、いったん無限定意見が表明されたならば、虚偽記載は一切存在しないものとして扱う、という見解である。この見解の下では、当期の虚偽記載の算定に際しては、前期の未修正の虚偽記載は含めないということになる。第二の見解は、当期の虚偽記載を評価する場合に、前期の虚偽記載を含めて検討するという立場である。

監査文献においては、この2つの見解を両論併記している場合が見られる。たとえば、『モンゴメリーの監査論(第2版)』では、次のように述べている。

...前年度に未処置とされた修正項目は、当年度において見込まれる虚偽記載の検討に際して無視すべきであるとする監査人がいる。(中略)一方、19X1年の虚偽記載の19X2年における取消は、19X2年の見込まれる虚偽記載の評価に際して考慮しなければならないとする監査人もいる。

同書では、この2つの立場の優劣について判断を下していない理由として、SAS47の規定の曖昧さをあげている。同書は、下記のSAS47の規定の波線部について、具体的にどのように含めるべきかの記述がないことをその理由としてあげている。

当年度の財務諸表に影響を及ぼす前年度において見込まれた虚偽記載が、当年度に生じると見込まれる虚偽記載と相まって考えられる場合に、当年度の財務諸表に重要な虚偽記載が生じ得るという容認できない高いリスクがあることを監査人が確信すれば、監査人は、見込まれる虚偽記載の合計額に、前年度に見込まれた虚偽記載が当年度の財務諸表に及ぼす影響額を含めなければならない(AU § 312.37)。(波線は筆者)

一方、本事案においてSECは、注24で次のように述べている。

「ロール・フォワード」法——時に「ロ

ール・オーバー」法として言及されることもある——は、「鉄のカーテン」法として知られる監査上の検出事項の重要性を評価するためのもう一つの分析的手続から区別することができる。「鉄のカーテン」法を用いて、監査人は、当期に発生した虚偽記載とともに前期の未修正虚偽記載から構成される虚偽記載の総額を累計する。(中略)「ロール・フォワード」法は、当期の虚偽記載と損益計算書を比較するだけである。(中略)アンダーセンの監査目標・手続マニュアルは、「鉄のカーテン」法を支持している。(中略)諮問パートナーは、12%の累積修正記入(当期および前期両方)を提示され、それから修正記入の重要性を評価するために「ロール・フォワード」法を適用した。(中略)「ロール・フォワード」もしくは「鉄のカーテン」法を監査人が用いるかどうかに関わらず、SAS47は、重要性の決定を行う前に、監査人が検証した勘定残高および取引クラスについて、全ての既知の虚偽記載を数量化し、見込まれる虚偽記載を見積もることを監査人に要求している。ここで、当該修正記入を超えた追加的な既知および見込まれる虚偽記載が、契約パートナーの重要性決定に際して彼らによって、数量化されなかったか、あるいは見積もられなかった、または検討すらされなかった。(波線は筆者)

つまり、SECは本事案において、「鉄のカーテン法」と「ロール・フォワード法」のいずれが適切であるかについての判断は下していない。SECが判断を下しているのは、いずれの方法を採用するにせよ、すべての既知の虚偽記載を数量化し、見込まれる虚偽記載を見積もることをすべきであったにもかかわらず監査人が怠った点をGAAS違反と認定している。

ここで見られる「鉄のカーテン法」と「ロール・フォワード法」または「ロール・オーバー法」という用語について、Leslie (1985) はそ

の第9章「実証性手続の評価における重要性の役割」において異なった解釈を下している。

Par.13 第一に、そして恐らくもっとも一般に用いられている方法（方法A）は、当該年度の利益における虚偽記載として期末の持分の過誤だけを考える。第二の方法（方法B）は、期首と期末の持分の虚偽記載と、当該年度に関するインパクトを決定するときのそれらの方向を考慮する。

Par.16 方法Aの支持者は、前年度の財務諸表について無限定報告書が一旦発行されたならば、そこでの過誤は、次期に影響を及ぼすことはないと考えている。他方、方法Bの支持者は、それが「真実」を反映し、それゆえ財務諸表の適正性を決定するとき重要性と比較されるべき明確な虚偽記載のマグニチュードを決定する妥当な方法であると考えている。

Par.17 支持者が本当に妥当性を信じているだろうかと思わせる方法Aには2, 3の特徴がある。(以下略)

Par.23 方法Bが「事実に基づく」ものであり、CICAハンドブックにおいて唯一の受容可能な方法として確立されるべきである。

Footnote 6 これは、方法Aが「清潔な概念 (immaculate conception)」と時折呼ばれる理由である。(中略)「清潔な欺瞞 (immaculate deception)」がよりよい表現であろうと考える人もいる。SAS47に関するAICPA監査基準審議会の審議の間、その方法は、「鉄のカーテン」アプローチとして口語体で知られるようになった。

た。なぜなら、いったん無限定適正意見が与えられれば、いかなる誤謬も存在せず、したがって、翌年度にいかなるインパクトもあり得ないと考える実務家がいたからである。

このようにLeslie (1985) の見解は、用語の用い方に、AAER1405と異なるという点はあるにしても、第23パラグラフから、前期の虚偽記載を考慮に含めるという立場を支持しているように思われる。

本事案では、かならずしもこの問題についてSECが特定の判断を下したというわけではないが、このグレーの領域の存在が改めて示されたという点では意味があると思われる<sup>10)</sup>。

#### (ii) 重要性判断規準の問題

本事案でも問題になり、また監査文献においても統一された見解がない問題の一つは、重要性判断規準を巡る問題である。何をもちょうと重要であると判断するかという問題は、長年にわたって未解決の問題である。

ある財務諸表項目の虚偽記載に関して、監査人が重要でないと判断したにもかかわらず、SECが重要であると判断した問題は、本事案において2つ見られる。第一は、1995年度監査において、株式売却益を非関連の項目と相殺した処理をめぐる判断である。このような処理はGAAP違反であるが、監査人は、その金額が重要でないと判断して、相殺処理とその非開示を認めた。SECはこの金額が税引前利益の10%であるので、重要性があると認定した。

監査文献において、重要性の閾値は、細かく特定されたわけではないが、税引前利益の10%以上は重要性があり、5%未満は、重要性がなく、5~10%の間はグレーゾーンという点にお

10) この問題はその後、公共監視審議会 (POB) のAudit Effectivenessにおいても議論されている。

11) 重要性の閾値に関する議論については、Leslie (1985) 第3章を参照のこと。

いては、おおよその合意があるように思われる<sup>11)</sup>。したがって、本事案におけるSECの判断は特に目新しいものではなく、むしろ、監査人がなぜこの金額を重要でないと判断したのかが問題となる。本事案においては、監査人が「さまざまな理由から重要でないと結論づけた」とあるのみで、どのような理由からかは明示されていない。そしてこの判断を行ったKutsenda氏に関するAAER1409においても同様であるので、正確なところを伺い知ることはできない。

ただしこのことについては、同じアンダーセンが担当したエンロンの財務諸表における重要性判断が示唆を与えるかもしれない<sup>12)</sup>。同会計事務所は、エンロンの監査において、1997年度の当期純利益1億500万ドルに対して、監査上の修正額5100万ドルが重要ではないと判断していた。アンダーセンのCEOであるBerardino氏は、1997年度の監査上の修正額5100万ドルが重要でない理由が、監査上の修正額をその年度の当期純利益と比較したのではなく、同社の「正常利益 (normalized income)」と比較したことによる、と述べた<sup>13)</sup>。重要性判断のベースとして用いられる単年度の利益は、売上高や総資産と比較した場合、年度による変動幅が大きく、判断のベースとしては不安定であるという批判がこれまでなされてきた。正常利益概念は、複数年の利益の平均をとることによって、このような利益変動の大きさの影響を小さくするための一つの試みとして、SAS47にも、このことを示唆する記述がある。同じ会計事務所のほぼ同じ時期の監査であるので、同一の論拠に従って重要

性判断を行った可能性は高いものと思われる<sup>14)</sup>。

第二の問題は、1996年度監査における2つの事業売却利得を非関連項目と相殺したことをめぐる判断である。これに伴い会社はキャッシュ・フローを増加するために誤分類を行った。この誤分類の影響は、金額にして1億4220万ドルであり、比率にして、営業活動からのキャッシュ・フローの7%、投資活動からのキャッシュ・フローの14%、財務活動からのキャッシュ・フローの2%にあたるものであった。これを監査人は重要性がないと判断し、SECは重要性があると認定した。

本事案においては、同一の金額をめぐる重要性判断の相違はこの2つのみで、多いとは言えない。むしろこの事案における重要性判断の違いは、同じ項目の虚偽記載の数量化をめぐる問題であった。この点については次の項で述べることにする。

### 3.2 監査文献においてはほぼ解決済みであるが、この監査では準拠していなかった問題

#### (i) 虚偽記載の総額の算定

SAS47では、既知の虚偽記載と見込まれる虚偽記載<sup>15)</sup>の合計を算定して重要性判断を行うよう規定している (par.27および28)。しかしアンダーセンの監査チームは、既知の虚偽記載の一部に関しては修正記入を作成することで、金額を算定したが、既知の虚偽記載の残り、見込まれる虚偽記載に関しては数量化の作業を怠った (図1参照)。したがって、この問題は前項の問題とは異なり、監査文献において見解が分かれるような問題ではない。むしろここでの問題は、なぜアンダーセンの監査チームが

12) このエンロンにおける監査人の重要性判断については、Brody et al. (2003) を参照のこと。

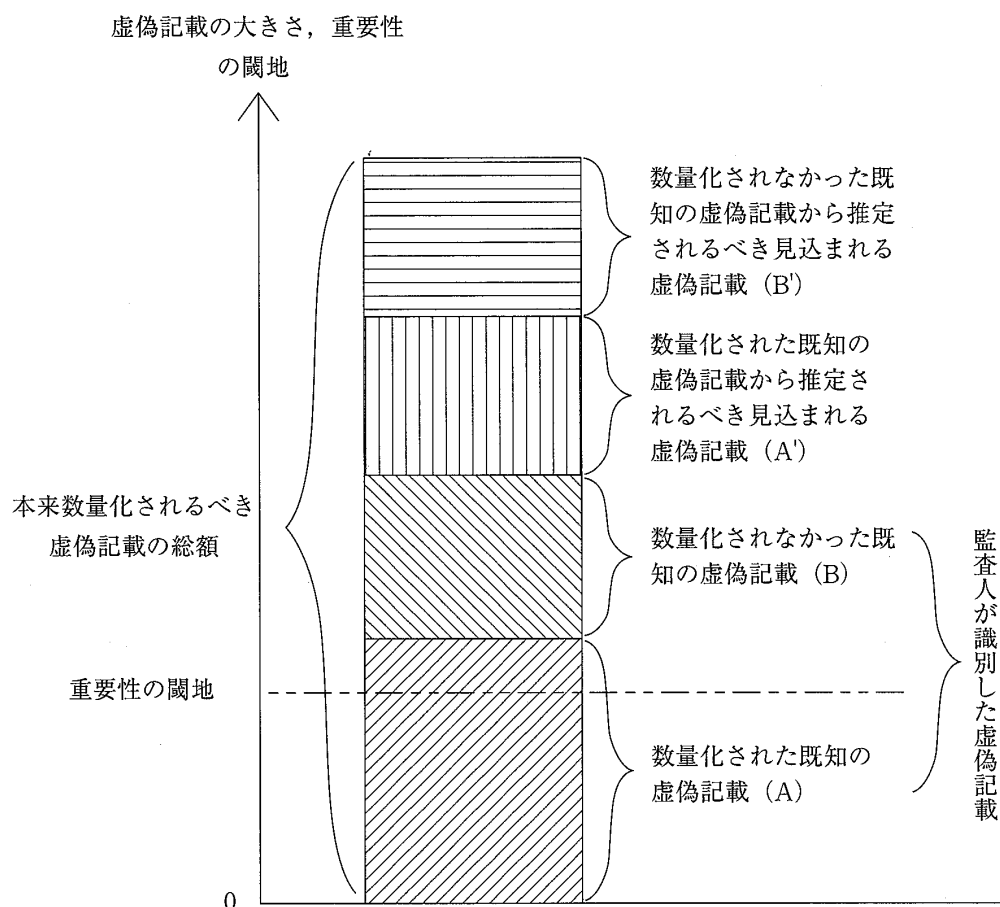
13) 下院での証言。http://financialservices.house.gov/media/pdf/121201.pdfを参照のこと。

14) ただし著者の試算によると、特別損益項目前税引前利益をベースに、過去1～5年の平均利益で調べても、重要性がないと示すことができる数値が得られなかったため、重要性のベースとして資産や売上高といった他の項目を利用した可能性もある。

15) SAS47のpar.28によれば、既知の虚偽記載 (known misstatement) とは、監査人が特に識別した虚偽記載のことを意味し、見込まれる虚偽記載 (likely misstatement) とは、監査人が検証した勘定残高または取引クラスにおける虚偽記載の総額についての監査人による最良推定値のことを指す。



図1 虚偽記載の類型とその数量化



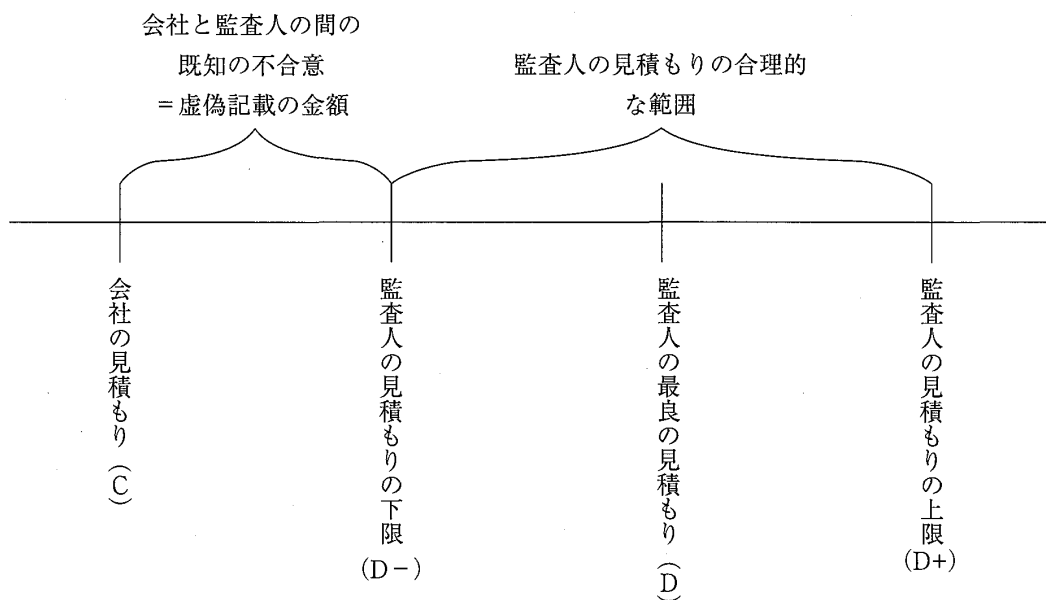
注) 重要性の閾地のラインは上下に変動する

SAS違反となる実務を行ったのかということになる。AAER1405では、数量化を怠っていたという事実のみを示し、それがどのような理由によるものかについては言及されていない。AAERからは伺えないが、考えられる理由としては、(a) 虚偽記載の項目が見積もりに関わる項目であったこと、(b) アンダーセンとウェイスト・マネジメント社との間の前述の人的・経済的関係の存在、などが関係していると推測される。(b) については既に述べているので、ここでは、(a) の理由について、説明を加えることにする。

ウェイスト・マネジメント社の虚偽記載項目の多くは、見積もりの要素が大きく含まれる項目であった。一般に見積もりの合理性を評価するために、監査人は、(1) 経営者が当該見積も

りを行うために用いたプロセスをレビュー・テストする、(2) 経営者の見積もりの合理性を裏付けるために独自の見積もりの期待値を算出する、(3) 監査完了前に発生した後発事象または取引をレビューする、という3つのアプローチの1つあるいはその組み合わせを用いなければならない。AAER1405には具体的なプロセスに関する記述はないが、たとえば、見積もりの合理性を検討し、合理的ではないと判断したにもかかわらず、監査人が自らの見積もりを行わなかったために、ある項目が虚偽記載であると識別はできても、金額の算定ができなかった、あるいはしなかった、のではないだろうか。図2で示せば、会社側の見積もりCが妥当ではないと判断しても、自らDを評価しなかったために、CとDとの間の差である虚偽記載の金額を数量

図2 会計上の見積もりにおける虚偽記載額の算定



注) ここでは一つの費用項目を例に、会社が利益を過大表示するために、費用を過小に見積もったケースを想定している。

化できなかった、と考えることができる。この結果、アンダーセンの監査チームは、虚偽記載を実際よりも過小に評価したと考えられる。具体的に言えば、93年度の監査においてアンダーセンが数量化した修正記入額は1億2800万ドルであるが、修正再表示における利益の過大表示額は1億6400万ドルであるので、ここに3600万ドルの差額が発生する。この差額は、虚偽記載の数量化を怠ったことによる影響額であると推定できる。

#### (ii) 相殺処理等の重要性判断

アンダーセンは、ウェイスト・マネジメント社の行った会計処理のいくつかについて、明らかにGAAP違反であることを認識していたにもかかわらず、その重要性が小さくないと判断して、GAAPに準拠しない処理を認めていた。その代表例が、上述した非関連項目間の相殺処理に関する判断である。重要性が小さいことを理由に非GAAPの会計処理を認めたこれらの判断は、本稿冒頭でも述べたが、1998年9月に当時

のSEC委員長レビット氏が「Numbers Game」と題される講演で、経営者と監査人による「重要性の濫用」が目には余ると批判した内容を具体的に示したものであるように思われる。

#### 3.3 スタッフ会計公報第99号「重要性」との関連

SECは、経営者および監査人による重要性の濫用に関して、警告を発してきた<sup>16)</sup>。1999年8月にSECは、スタッフ会計公報第99号（以下、SAB99）「重要性」を公表した。SAB99は、これまでの会計・監査文献（判例を含む）における重要性判断に関する見解を再確認することを目的としている。その意味では、本事案で問題とされた財務諸表の年度よりも後に公表された

16) SECによる警告の一つとしては、既に述べたレビット氏による講演があるが、同氏はこの中で、SECスタッフに重要性の問題に関して検討を命じていると述べている。

ものであるが、そこで示されたSECスタッフの見解は、遡及適用されたとしても問題がないものと判断できるので、本事案に当てはめた場合の監査人の重要性判断における問題点を検討する。

SAB99は、大きく2つのパートに分けられている。第1のパートは、経営者および監査人が、一般に敷衍しているような量的規準（例えば税引前利益の5%）に従って重要性判断を行ってよいか、という疑問に対するものである。第2のパートは、意図的ではあるが重要ではない虚偽記載が認められるか、という疑問に対するものである。本事案の内容と対比した場合、第2のパートは問題とはならない<sup>17)</sup>。そこで、第1のパートに絞って、検討することにする。

SAB99では、経営者および監査人が、量的規準に安易に依拠することを戒め、判断が求められる周囲の環境に照らして考慮することを求めている。その上で、量的には重要と思われなくとも、重要性があるかもしれない虚偽記載の検討事項として9点ほどあげているが、本事案に関連するものは以下の点である。

- ・その虚偽記載が正確な測定が可能な項目から生じているかどうか、あるいは、見積もりから生じているかどうか、もしそうならば、見積もりに固有な不正確さの程度。
- ・その虚偽記載が利益または他の趨勢の変化を覆い隠すかどうか。
- ・その虚偽記載が、企業に対するアナリストの期待値のコンセンサスに合致することに失敗したことを隠蔽するかどうか。
- ・その虚偽記載が損失を利益に変更させるかどうか、あるいはその逆か。

17) たとえば、非関連項目間の相殺処理とその非開示を認める際、アンダーセンの中部地域担当ディレクターであったKutsenda氏は「会社が当該利得および費用を総勘定元帳上で記帳する」ことをしていれば、問題がないと判断していることから、本稿では第2のパートについては取り上げない。

SECスタッフは、登録者とその財務諸表の監査人は、財務諸表のたとえ小さな意図的な虚偽記載——たとえば利益を「管理」するための行動に従った虚偽記載——を重要でないと、決めてかかるべきではない、と考えている。

また、SAB99では、前期未修正虚偽記載の扱いについて次のように述べている。

登録者とその監査人は、今期の財務諸表に対する前期からの虚偽記載の影響を検討すべきである。たとえば、監査文献は以下のように述べている。

監査人によって提案されたにも関わらず、会社によって報告されない修正の基礎となる問題は、将来の財務諸表が著しく虚偽表示される潜在的な原因となりうる。たとえ、監査人が、その修正が当期の財務諸表にとって重要ではないと結論づけたとしても<sup>18)</sup>。

このことは、重要でない虚偽記載が数年にわたって繰り返され、その累積的影響が当期において重要になる場合、特にそうであるかもしれない。

SAB99はこのように、前期未修正虚偽記載の影響を考慮するように述べている。その意味では、虚偽記載の重要性を十分に吟味せずにロール・フォワード法を採用した本事案の監査人の判断を否定している、と言えよう。

#### 4. 今後検証すべき問題

本稿は、通常、ブラック・ボックスとなっている監査人の重要性判断に関して、ウェイト・マネジメント社の監査をめぐるアーサー・アンダーセン会計事務所の事案を通じて、その問題点を識別し、検討した。最後に、この節でこれまでの議論で指摘された問題から、今後、検証を要すべき問題を取り上げ、考察することとする。

18) AU § 380.09.

#### 4.1 前期末修正虚偽記載の扱い

前期末修正虚偽記載の扱いに関しては、2つの見解があることが指摘された。この2つの見解に基づいて、監査人が実際には、どちらの見解に基づいて監査を行っているのか、それはなぜか、どのような要因が影響しているのか、といった問題は検討される必要があると思われる。この2つの見解の違いは、ときに、大きな差をもたらしかねない。この違いが存在することが財務諸表利用者にとって、許されるべきことなのか、制度としての財務諸表監査の質を一定水準以上に維持するといった観点から望ましいことなのか、といった視点からも検討されるべきであろう。このことは監査人の「実際の」重要性判断に影響を及ぼしている要因を識別し、そのことを踏まえた制度設計を行う意味でも意義のあることであろう。

#### 4.2 監査上の調整 (Audit Adjustments) をめぐる重要性判断

本事案においては、監査人は、ウェイスト・マネジメント社の財務諸表上の虚偽記載に関してはおおよそ把握していた。したがって問題は、監査人が発見した既知の虚偽記載に関して、会社側に修正を求めるか、あるいは修正を見送るか、という判断である。この判断に影響を及ぼす一つの要因は、当該修正項目の重要性であろう。しかしWright and Wright (1997) では、重要性の閾値を超えた項目でも監査上の修正項目について修正を見送ることが実際のデータから統計的に実証されており、その他の多様な要因との複合的な判断の所産であることが示されている。この領域の研究は相対的に少なく、かつ、本事案のように、現実の問題として発生している以上、さらなる研究蓄積が求められる領域である。

ただし実務上は、1999年に公表されたSAS89「監査上の調整」によって、未修正の虚偽記載について、それが財務諸表にとって重要ではないこと、およびその要約を経営者陳述書に添付

し、かつ、監査委員会に伝達するよう規定された。したがって、この事案とまったく同じ問題が繰り返される可能性は低くなっていると思われる。

#### 4.3 見積もりを必要とする項目の重要性判断

今回問題となった事項のほとんどが見積もりに関わる項目であったことは、重要視されるべきであろう。具体的には、減価償却費にかかる残存価値および償却期間の設定、税金費用の算定、自家保険料の算定、環境保全債務の見積もり、環境浄化費用の見積もり、ゴミ投棄場の減損評価および予測費用の見積もり、といった項目が、本事案において取り上げられていた。より硬度が高い数値であれば、経営者および監査人に恣意的な判断の入り込む余地が小さいであろうが、会計数値の硬度が低くなれば、経営者は自らに都合のよい数値に操作できるようになり、また監査人にとっても、その数値の客観性が相対的に低くなるために、自ら最良であると考えた数値でも、経営者に主張しづらくなり、さらに悪いケースでは、監査人が経営者に迎合する余地を大きくすることにもつながる。

本事案では、会社側の見積もりが妥当でなければ、監査人が自ら見積もりを算出し、その差額を虚偽記載とすべきところ、監査人が識別したすべての項目を対象にその作業を行わなかったと思われるところに問題がある。しかし、監査人が虚偽記載と認定し、修正記入を提示した分に関して、会社側に拒否され、かつ、監査人が自らの見解を押し通せず妥協した背景には、会計上の見積もりに内在する判断の主観性および将来事象の予測の困難性があったことは確かであろう<sup>19)</sup>。

19) この点については、Wright and Wright (1997) を参照。

20) 重要性判断項目の性質に着目した研究としては、早期負債償還取引の重要性判断をとりあげたCarpenter and Dirsmith (1992) がある。

したがって、重要性判断の研究においても、財務諸表項目の「硬度」の差を取り入れた形で、なされる必要があるだろう<sup>20</sup>。

#### 4.4 重要性判断に「実際に」影響を及ぼす要因

本事案からわかることは、監査人の重要性判断における問題が、これまでの監査文献でも問題となった点が問われたというよりむしろ、すでに見解の一致が見られている問題に関して監査に不備があった、ということである。その意味では、監査人の責任が問われてもやむを得ない問題が多かった、ということができる。

そこで問題になるのは、ではなぜ既に監査基準書に規定されているような手続を監査人が行わなかったのか、ということである。本事案では、会計事務所と会社の間の長期にわたる人的・経済的影響が、監査人の重要性判断にも影響を及ぼしたことが示唆されている。

このような要因を考慮した上で、重要性判断を検証するための研究デザインは実験アプローチでは難しい。したがって、このような点を含めた新たな研究のデザインが求められるであろう。

#### 参 考 文 献

- American Institute of Certified Public Accountants, *Audit Risk and Materiality in Conducting the Audit*, Statement on Audit Standards No.47, 1983, New York, NY: AICPA.
- , *Audit Adjustments*, Statement on Audit Standards No.89, 1999, New York, NY: AICPA.
- , *Codification of Statements on Auditing Standards*, 2000, New York, NY: AICPA.
- Brody, R., D. Lowe, and K. Pany, "Could \$51 Million Be Immaterial When Enron Reports Income of \$105 Million?," *Accounting Horizon*, Vol.17, No.2, pp.153-160, 2003.
- Carpenter, B. and M. Dirsmith, "EARLY DEBT EXTINGUISHMENT TRANSACTIONS AND AUDITOR MATERIALITY JUDGMENTS: A BOUNDED RATIONALITY PERSPECTIVE," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 17, No. 8, pp. 709-739, 1992.
- Leslie, D.A., *Materiality - The Concept and Its Application to Auditing*, CICA, 1985.
- Levitt, A., "The 'Numbers Game'," remarks at the NYU Center for Law and Business, New York, NY, 1998 (September 28).
- O'Reilly, V., P. J. McDonnell, B. N. Winograd, J. S. Gerson and H. R. Jaenicke, *Montgomery's Auditing 12<sup>th</sup> ed.*, Coopers & Lybrand LLP. (邦訳 中央監査法人訳『モントゴメリーの監査論第2版』1998年, 中央経済社)
- Public Oversight Board, *The Panel on Audit Effectiveness Report and Recommendations*, Aug 2000. (邦訳 山浦久司監訳『公認会計士監査』中央経済社, 2001年)
- Schilit, H., *Financial Shenanigans: How to Detect Accounting Gimmicks and Fraud in Financial Reports*, 2002, McGraw-Hill. (邦訳 菊田良治訳『会計トリックはこう見抜け』2002年, 日経BP社.)
- The U.S. Securities and Exchange Commission, *Materiality*, Staff Accounting Bulletin No.99, August 1999, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- , *ACCOUNTING AND AUDITING ENFORCEMENT Release No. 1405*, June 19, 2001, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- , *ACCOUNTING AND AUDITING ENFORCEMENT Release No. 1406*, June 19, 2001, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- , *ACCOUNTING AND AUDITING ENFORCEMENT Release No. 1407*, June 19, 2001, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- , *ACCOUNTING AND AUDITING ENFORCEMENT Release No. 1408*, June 19, 2001, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- , *ACCOUNTING AND AUDITING ENFORCEMENT Release No. 1409*, June 19, 2001, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- , *Complaint SEC vs. Dean L. Buntrock, Phillip B. Rooney, James E. Koenig, Thomas C. Hau, Herbert A. Getz, And Bruce D. Tobecksen*, March 26, 2002.
- Waste Management Inc., *Form 10-K under the 1934 Securities Exchange Act*, 1994, SEC File Number 001-07327 (March 31), Washington, D.C.: Waste Management Inc.
- Wright, A., and S. Wright, "An Examination of Factors Affecting the Decision to Waive Audit Adjustments," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.12, No.1, pp.15-36, 1997.